平成２２年（フ）第２７８号
函館市本通１丁目32番５号
債務者　渡辺　明美
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野3031番地19
債務者　原　　孝成
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２２号
栃木県足利市山下町1925番地10
債務者　船生　時男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４３５１号
大阪府守口市金田町１丁目50番14―202号
債務者　木内　美子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３５２号
大阪市大正区泉尾１丁目19番12号ビバリーヒルズ泉尾８Ｄ号
債務者　髙木　仁志
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９６号
大阪市東淀川区豊里７丁目19番７―702号
債務者　大西　悠太
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６０６号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番48―405号
債務者　宇川　一美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間の更正及び免責意見申述期間の伸長

平成２２年（フ）第８４号
青森県八戸市大字新井田字林ノ上２番地36
破産者　荒川　種雄
1　主文　当裁判所が平成22年４月27日午前10時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「荒川　種夫」とあるのを「荒川　種雄」と更正し、免責意見申述期間を「平成22年８月25日まで」と伸長する。
2　決定年月日　平成22年６月18日
青森地方裁判所八戸支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第７１５号
栃木県栃木市都賀町平川字高堀293番地
破産者　有限会社大野工業
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３１号
茨城県日立市森山町１丁目28番16号
破産者　長山塗装有限会社
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１３２９号
愛知県小牧市東４丁目159番地
破産者　山口工業有限会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１２１号
岐阜県岐阜市長良182番地、開始決定時の住所愛知県日進市赤池南１丁目1712番地
破産者　横地　辰子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７４号
名古屋市熱田区金山町１丁目３番６号
破産者　有限会社グレーシス
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４０９号
愛知県春日井市明知町1423番地78
破産者　株式会社テック．エイチ．エム
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１３号
栃木県那須塩原市下厚崎87番地４
破産者　有限会社和光電設
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７１号
石川県石川郡野々市町粟田４丁目23番地
破産者　株式会社北陸ユニフオーム
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成１８年（フ）第３４２号
愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲1547番地
破産者　大東産業有限会社
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所